

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省年金局年金課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

1. 改正の趣旨

- 20 歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金等について受給権者全体の前年の所得の上昇等を勘案して、前年の受給者が翌年も引き続き受給できるようにするという考え方等に基づいて、所要の見直しを行うもの。

2. 改正の概要

- (1) 20 歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金の所得基準額の改定について
国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 5 条の 4 第 1 項に規定する国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する政令で定める額を、3,761,000 円から 3,858,000 円に、同令第 5 条の 4 第 2 項に規定する同法第 36 条の 3 第 1 項に規定する政令で定める額を、4,794,000 円から 4,918,000 円に改める。
- (2) 障害児福祉手当等の所得基準額の改定について
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 20 条（同法第 26 条の 5 及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める額を、3,661,000 円から 3,758,000 円に改める。
- (3) 特定障害者に対する特別障害給付金の所得基準額の改定について
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成 17 年政令第 56 号）第 2 条第 1 項に規定する特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）第 9 条に規定する政令で定める額を、3,761,000 円から 3,858,000 円に、同令第 2 条第 2 項に規定する同法第 9 条に規定する政令で定める額を、4,794,000 円から 4,918,000 円に改める。
- (4) 障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金の所得基準額の改定について
年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号）第 8 条に規定する年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）第 15 条 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する政令で定める額を、4,794,000 円から 4,918,000 円に改める。

3. 根拠条項

- 国民年金法第 36 条の 3 第 1 項
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条（同法第 26 条の 5 及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第 97 条第 2 項において準用する場合を含む。）
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 9 条
- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第 15 条第 1 項及び第 20 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 6 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 10 月 1 日（ただし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に係る改正事項については、令和 8 年 8 月 1 日）